

概要資料

2017 年 4 月 25 日

1. 基本情報

- (1) 案件名：本邦招聘「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト」（技術協力）における「世界津波の日」に係る本邦招聘
(The visit to Japan for the Programme for the World Tsunami Awareness Day under the Project for Disaster Risk Reduction Training Programme for Latin America and the Caribbean)
- (2) 対象国：中南米 6 か国（チリ、エクアドル、ペルー、コロンビア、ニカラグア、エルサルバドル）
- (3) 参加者：ペルー国家防災庁から軍籍を有しない職員 1 名を含む計 19 名
- (4) 実施期間：2016 年 11 月 3 日～2016 年 11 月 11 日
- (5) 事業の要約：日本とチリの合同津波訓練及び津波の日シンポジウムへの参加、防災関連施設（人と防災未来センター、和歌山県庁等）の視察、防災専門家との意見交換等を通じて、日本の防災に関する知見を共有し、中南米各国の津波対策に係る連携の促進を図る。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 本件を実施する外交的意義

我が国は、1958 年に経済協力を開始して以来、これまで、技術協力及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を中心に協力を続けており、1999 年に日本・チリ・パートナーシッププログラムを締結し、チリと連携した第三国への支援（三角協力）を推進している。チリは、豊富な鉱物資源（銅、リチウム等）や水産資源を有することから我が国の資源確保の観点で重要な国であり、2007 年に締結された日チリ経済連携協定（EPA）による経済交流の促進の観点併せて、同国との関係強化は重要。

チリは日本と同様に地震・津波などの自然災害の発生頻度が高く、2014 年 7 月の安倍総理とバチェレ・チリ大統領の首脳会談における共同声明において、二国間関係における戦略的優先事項の一つとなっている、災害救援・防災支援の分野での協力関係の増大や効果的な進展を評価している。

2017 年は日本チリ外交樹立 120 周年であり、本件を通じて重点分野である防災及び三角協力の支援を実施することは、二国間関係の更なる強化に寄与する。

- (2) 背景

チリは日本と同様に地震・津波などの自然災害の発生頻度が高く、対応能力の強化が求められている。我が国は、2015 年 3 月～2020 年 3 月にかけて、チリにおいて防災に関する専門家養成プログラム及び政官育成研修の実施、チリ国内及び中南米地域の連携ネットワークの形成・強化、及び中南米地域での防災専門家育成に必要な調整業務の仕組みづくりを行う技術協力プロジェクトを実施しており、同プロジェクトの一環として、津波防災分野の業務に従事する中南米 6 か国（3.（1）②

参照)の職員を対象に、日本の津波防災にかかる知見を共有するための本邦招聘を行った。

上記招聘者のうち、ペルーからの招聘者が所属していた国防省傘下の国家防災庁の職員は基本的に文民であり、軍階級を保有していない。職員の約6割が退役軍人(文民)であるが、同庁勤務後に再度軍へ籍を戻すなど、軍から出向する形態ではない。

同庁は、これまでは首相府の傘下に属しており、2016年2月に国防省の傘下に移管されたものの、その後も非軍事部門の非常事態対応機関として、軍組織とは独立して設置されている。津波防災における同庁の所掌業務は非軍事分野(自然災害、感染症、環境汚染等)における災害準備・緊急対応・復旧であり、所管する国家緊急オペレーションセンターを通じた警報伝達や災害時の緊急対応の実施(被害状況の把握、災害情報及び救援物資の管理・調整等)を、内閣府の国家災害リスク管理局の指揮のもとに運営している(軍に関連した所掌・活動は有していない)。

同庁は、津波警報の伝達、被害状況の把握、避難・緊急対応に必要な災害情報及び救援物資の管理・調整等を所掌し、津波分野の緊急対応の責任機関であり、津波による被害軽減において右組織の能力強化がペルーにおいて必要不可欠である。

(3) 我が国の協力方針等と本事業の位置付け

2012年6月に作成された対チリ国別援助方針において、我が国は、同国の防災を中心とする環境対策の能力強化による持続的発展への貢献を支援していくことを基本方針とし、(1)防災を中心とする環境対策及び(2)南南協力支援を支援の重点分野としている。本招聘は、右2つの重点分野に対する支援と位置付けられる。

また、2012年12月に作成された対ペルー国別援助方針において、我が国は、同国の社会的包摂の実現を伴った持続的経済発展への貢献を支援していくことを基本方針とし、(1)経済社会インフラの整備と格差是正及び(2)環境対策並びに(3)防災対策を支援の重点分野としている。本招聘は、防災対策に対する支援と位置付けられる。

(4) 本案件を実施する開発政策上の意義

チリは経済開放路線にのっとり投資環境の整備を進め、2010年5月には経済協力開発機構(OECD)に加盟するなど比較的高い所得水準にある一方、所得格差の問題を依然抱えており、国際協力を必要としている。特に、防災を中心とする環境対策が重要課題であり、防災行政の体制整備分野での協力ニーズは高い。また、チリ以外の中南米諸国も、同様に地震・津波などの自然災害の発生頻度が高く、持続的な経済社会開発において防災分野の能力強化に関する協力ニーズが田高い。本件を通じて我が国の知見・技術を共有することは、これらの国の防災分野の対応能力の強化が期待されることから、実施の意義が大きい。

3. 事業概要

① 事業の目的

日本とチリの合同津波訓練及び津波の日シンポジウムへの参加、防災関連施設(人と防災未来センター、和歌山県庁等)の視察、防災専門家との意見交換等を通じて、

日本の防災に関する知見を共有し、中南米各国の津波対策に係る連携の促進を図る。

② 事業内容

中南米 6 か国の下記機関に所属する防災分野の専門家及び行政官（計 19 名）を本邦に招聘した。

- i) チリ国家緊急対策庁 5 名：緊急時の津波警報の発信等。
- ii) チリ教育省 1 名：津波分野の防災教育等。
- iii) チリ保健省 1 名：緊急時の医療の対応等。
- iv) チリ都市住宅省 1 名：自然災害からの復興対応（住宅）等。
- v) チリ公共事業省 1 名：インフラ対策（耐震、液状化、防波堤等）等。
- vi) チリ・カトリカ大学 3 名：地震・津波分野の研究。
- vii) チリ・テムコ・カトリカ大学 1 名：地震・津波分野の研究。
- viii) チリ大学 2 名：地震・津波分野の研究。
- ix) ペルー国家防災庁 1 名：緊急時の津波警報の発信等。
- x) エクアドル国家危機管理庁 1 名：緊急時の津波警報の発信等。
- xi) ニカラグア国土調査院 1 名：地震・津波の予測・観測・アドバイザー情報の作成等
- xii) エルサルバドル環境省気象監視総局：地震・津波の予測・観測・アドバイザー情報の作成等

上記のうち、ペルー国家防災庁から軍籍を有しない職員 1 名が参加した。

本招聘は、日本とチリの合同津波訓練及び津波の日シンポジウムへの参加、防災関連施設（人と防災未来センター、和歌山県庁等）への視察、防災専門家との意見交換等を行うものであり、招聘を通じて、日本の防災に関する知見を共有し、中南米各国の津波対策に係る連携の促進を図るもの。

以 上